

令和4年度保育園入園案内

令和4年4月入園児童の募集について

令和4年4月からの入園児童の募集を次のとおり行います。

申込期間：令和3年11月1日（月）～11月30日（火）
（ただし、土・日・祝日は除きます） ※郵送必着

申込方法：入園申込書に就労証明書等の必要書類（詳細は2ページをご覧ください）を添え持参または**郵送**してください。

提出先：健康福祉課（本庁舎北側 健康福祉センター内）

○保育園とは

保育園は、保護者が勤務や病気などのために、日中ご家庭で保育できない児童を保護者にかわって心身ともに健やかに育成する児童福祉施設です。

保育園は国が定めた基準に基づいて運営されています。

○認定制度

保育園を利用するためには、保育が必要である認定を受ける必要があります。認定申請は、同封の「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定（現況届）申請書 兼 入園申込書」を提出することで入園申込みと同時に行うことができます。

○入園の要件

保護者と児童が里庄町に居住しており、次の保育の実施基準に該当し、日中ご家庭で保育ができない場合に入園できます。**保護者の方が児童を保育できる場合には入園できません。**

（保育の実施基準）

1. 保護者が1カ月に48時間以上労働していることを常態とする場合
（産休・育休中の方は復帰予定月の前月から入園可能となります。）
2. 保護者が妊娠中又は出産後間がない場合
（出産予定月を挟んでその前後2カ月ずつが限度となります。）
3. 保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、精神若しくは身体に障害を有している場合
4. 保護者が同居の親族を常時介護又は看護している場合
5. 火災・風水害・地震等の災害で家を滅失又は破損し、その復旧の間、児童の保育ができない場合
6. 保護者が求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
（採用が内定している方は、就労証明書の提出が必要です。求職活動継続中の方は、**3カ月が限度となります。その間に就労証明書の提出がない場合は、保育の実施を解除することになります。**）
7. 保護者が学校等に在学している場合
8. 虐待やDVのおそれがある場合
9. 保護者が育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
10. その他やむを得ない理由があり、家庭で保育できない事情がある場合

○入園までの流れ

①認定申請・入園申込み⇒ ②調査⇒ ③利用調整⇒ ④認定・内定⇒ ⑤入園

①認定申請・入園申込み

4月入園の申込み

令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火）

5月以降の入園の申込み

令和3年11月1日（月）～入園希望月の前々月15日

（※保育園の空き状況等によっては入園できないことがあります。）

・必要書類（児童2人以上申込みの場合、（1）は各児童分が必要。（2）～（4）の書類は各1部で可。ボールペンで楷書で記入してください（消せるボールペン不可）。）

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定（現況届）申込書 兼 入園申込書
- ・アパート・マンション名を必ず記入してください。
 - ・転入予定の方は、現住所、転入先住所、転入時期を記入してください。
 - ・申請児童及び申請児童の同居者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
（児童出生前の申請の場合は、申請児童の個人番号欄は空欄のままにしてください。）
- (2) 申請児童及び申請児童の同居者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
個人番号カード等（個人番号の提示がなくても申込できます）。
- (3) 「保育の必要性」の証明書

保護者の状況		必要書類
就労	会社員・公務員 (パート・臨時・育休中含)	就労証明書 ※今回から内閣府と厚生労働省が定めた標準の様式に変更されています。ご不明な点等は健康福祉課（0865-64-7211）へお問い合わせください。
	内職	
	自営業・農業・漁業等	
妊娠、出産		母子手帳の写し (表紙と出産予定月の記載されているページ)
疾病、心身障害		医師の診断書又は身体障害者手帳等
介護、看護		通院や介護の状況がわかる資料 (医師の証明又は地区民生・児童委員の証明等)
災害復旧		り災証明書等
求職中		求職活動申立書 採用が内定している場合は、就労証明書
就学（教習所は不可）		就学申立書 在学（在籍）証明書等の証明書類 居宅内の場合は、地区民生・児童委員の証明等
その他の理由		理由を証明する資料及び証明書

※臨時雇用の方はその契約が終わった後3カ月以内に次の就労先を見つけることで、引き続きの入園が可能です。

※これらの証明書は同居している祖父母等（65歳未満の方）について、該当するものすべてを提出してください。

※これらの証明書が未提出の場合は審査できませんので必ず申請期間内に提出してください。

◎こんな時は、何が必要なの？

例1 児童の両親及び同居の祖父母が会社員をしている場合は？

→両親及び同居の祖父母の就労証明書が必要です。

例2 児童の両親が会社員、同居の祖父が自営業、同居の祖母が疾病で入院中の場合は？

→両親：就労証明書

祖父：自営業・農業等従事者申立書

祖母：診断書又は入院を証明する医師の書類等 がそれぞれ必要です。

※「口座振替申込書」は提出が必要な方には認定通知に同封します。口座変更を希望の方は健康福祉課までご連絡ください。

【町取扱金融機関】

- ・中国銀行
- ・広島銀行
- ・トマト銀行
- ・笠岡信用組合
- ・玉島信用金庫
- ・晴れの国岡山農業協同組合

②調査

保育の必要性がある状態等の家庭調査（必要に応じて実地調査）を行います。

③利用調整

■保護者や家族の方の就労状況や病気・心身の障害の程度、家庭の状況など保育の必要性を考慮し、保育の必要度が高い世帯のお子さんから優先して入園を決定します。

■第一希望保育園を優先して審査しますが、状況等により第一希望の園に入園できない場合があります。

■**希望した保育園に空きがない場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入園できない場合、入園待機となる場合があります。入園待機となった場合には、入園できる状況になったときに連絡をします。**

■在園児で新年度も引き続き入園を希望される方についても、新規に申込みされる方と同様の審査を行います。その結果によっては**引き続いての入園ができない場合があります。**

■保育料の滞納がある場合は必ず納付してください。

④認定・内定

認定の有無及び利用調整の結果は2月上旬に通知します。保育の認定は、施設の利用時間（「保育の必要量」といいます。）について、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。保育の必要量は、保護者の保育の必要性の事由や就労時間等により認定します。保育の必要量によって利用できる時間が異なります。

※不正又は偽りの行為により入園した場合は、認定を取り消し退園していただきます。

⑤入園

各保育園での経費（備品購入費等）については、各園へお尋ねください。

○保育時間

開園時間は午前7時から午後6時まで(午後6時から午後7時までは延長保育時間となり別途各園への申込み・料金支払いが必要)です。延長保育の申込み及び延長保育料の支払いについては、各保育園へお尋ねください。

保育の必要量が短時間認定となった場合は、原則8時間の利用となります。利用時間については各保育園にお尋ねください。

○保育料

保育料は、児童福祉法の規定により入園と同時に保護者等扶養義務者への納付義務が生じるもので、保育園の運営に要する費用に充てられています。その額は世帯にかかる市区町村民税所得割額に応じて算出します。(金額等の詳細は5ページをご覧ください。)

■令和4年度の保育料額につきましては4月上旬までに通知します。

■令和4年度の保育料額は、4月～8月分は令和3年度市区町村民税所得割額を基に算出し、9月分からは令和4年度市区町村民税所得割額を基に算出します。そのため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

■保育料は毎月20日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に口座から引き落とします。

※4月のみ27日に引き落とします。

■残高不足等で振替できなかった場合は、翌月の振替日に振替不能分とあわせて口座から引き落とします。

■保育料は入園した年齢により決定し、年度の途中で年齢が変わっても算定の基となる年齢は年度末まで変わりません。

■入園後は、保育実施解除申請書を提出しない限り、通園の有無にかかわらず、保育料がかかります。

■月の途中に入園又は退園した場合は、日割り計算で保育料を徴収・還付します。

■保育料の滞納がある場合は、保育料納付相談を行う場合があります。また理由なく保育料の滞納が続く場合は、地方自治法第231条の3第3項に基づき、滞納処分(差押え)の対象となります。

○給食費

給食費のうち3歳以上の児童にかかる副食(おかず)費は、保護者が保育園へ直接支払うもので、その額は各園が定めることとなっています。

■3歳未満の児童には副食費はかかりません。

■3歳以上の児童のうち、保護者の市区町村民税所得割額が57,700円未満(母子世帯等は77,101円未満)又は就学前児童を第1子として第3子以降にかかる副食費は免除され、免除対象者へは4月上旬までに通知します。また、保育料と同様に、4月～8月分は令和3年度市区町村民税所得割額を基に算出し、9月分からは令和4年度市区町村民税所得割額を基に算出します。

○保育園を退園する場合

年度の途中で保育園を退園する場合は、「保育実施解除申請書」(退園届)を提出してください。なお、入園児童が転出又は死亡したときは退園となります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	市区町村民税非課税世帯	0円	
第3階層	市区町村民税のうち均等割のみの課税世帯	15,000円	
第4階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円未満の世帯	17,000円	
第5階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円以上52,200円未満である世帯	19,000円	
第6階層	市区町村民税のうち所得割の額が52,200円以上69,000円未満である世帯	27,000円	
第7階層	市区町村民税のうち所得割の額が69,000円以上97,000円未満である世帯	29,000円	
第8階層	市区町村民税のうち所得割の額が97,000円以上169,000円未満である世帯	39,000円	
第9階層	市区町村民税のうち所得割の額が169,000円以上301,000円未満である世帯	44,000円	
第10階層	市区町村民税のうち所得割の額が301,000円以上の世帯	44,000円	

- ・保護者が扶養する第3子以降の3号認定子ども（0～2歳）の保育料は無料となります。
- ・所得割額57,700円未満の世帯について、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園又は保育所等に入所している場合において、2人目以降が保育所に入所している際には、2人目以降の保育料は無料となります。
- ・母子世帯等で、第2階層に該当する世帯等は保育料が無料となります。
- ・母子世帯等で、第3階層～第6階層及び第7階層のうち市区町村民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯等は、第1子の保育料が第2階層と同額となります。

※令和4年度に国の基準が変更されれば、町の基準も変更する場合があります。

○認可保育園一覧（令和3年10月現在）

		項 目		
社会福祉法人かすみ会 かすみ保育園		施 設 名	社会福祉法人知行会 里見保育園	
里庄町新庄1110番地		所 在 地	里庄町里見7701番地1	
(0865) 64-2204		電 話 番 号	(0865) 64-2266	
200名		定 員	120名	
園長 明石光生		施 設 長	園長 雲井大智	
7:00~19:00 (延長保育 18:00~19:00)		開 園 時 間	7:00~19:00 (延長保育 18:00~19:00)	
有		冷暖房設備	有	
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育（3カ月から） ・延長保育（18:00~19:00） 利用料は園へお尋ねください。		特別保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育（6カ月から） ・延長保育（18:00~19:00） 利用料は園へお尋ねください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・主食費：600円／月 ・副食費：4,500円／月 ・除去食：有 		給 食	<ul style="list-style-type: none"> ・主食費：600円／月 ・副食費：4,500円／月 ・除去食：有 	
保育目標 児童福祉法の精神を尊び、園児一人ひとりにその家庭での生活と同じ愛情とのびのびとした心のゆとりを持つ園生活をしてもらうよう、園長をはじめ保育士それぞれができ得る限り心をこめて園児たちの保育に対応している。 ○明るく元気なたくましい子 ○思いやりのある優しい子 ○友達と仲良く、意欲的に遊べる幅広い社会性を持った子		保 育 方 針	理想とする子ども像 ☆つよく、たくましい子ども ☆すなおな子ども ☆創造性の豊かな子ども 保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携を密にし、安全で快適な環境の中で、基本的習慣の自立を図る。 ・『和顔・愛語・忍耐』のスローガンの基に、元気で明るい子どもを育てる。 ・生活や遊びの中で、友達同士譲りあったり、いたわりあったりする態度を身につけさせる。 	
http://www.kcv.ne.jp/~kasumi-h/		H P ア ド レ ス	http://satomihoikuen.or.jp/	

※入園後に必要な経費（備品購入費等）については、各保育園へ直接お尋ねください。